

事務連絡  
令和2年4月14日

小中学校長 様

加賀市教育委員会  
教育長 山田 利明

石川県緊急事態宣言にともなう市内小中学校の対応について（登校日の中止）

現在市内小中学校は4月13日（月）から5月1日（金）までを臨時休業とし、学年ごとの週1回の登校日を設けているところでしたが、このたび石川県独自の緊急事態宣言を受け、児童の生命・身体の安全確保を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先に取り組むことといたしました。

そのため臨時休業日を5月6日（水）までとし、登校日を中止することを決定しました。本市では今のところ感染者の発生はありませんが、感染拡大防止のために下記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 臨時休業中の登校日について

4月15日（水）～5月6日（水）までの登校日は行わない  
（中学校の部活動も行わない）

### 3. 児童生徒の学習や生活について

- (1) 教科書に沿った学習課題プリント等の配布
- (2) 中学生においては、eライブラリーの活用（活用状況の把握）
- (3) ホームページ等に学校・学年・学級だよりや保健だよりを掲載し、生活習慣に関する指導やメッセージ
- (4) 校区内の巡回や地域、警察との連携

### 4. 教職員の勤務について

- (1) 教職員が新型コロナウイルスに感染しないよう特段の留意に努めること
- (2) 感染のリスクが危惧される場所での行動を控えること
- (2) マスクの着用やこまめで正しい手洗いの励行に努めること
- (3) 臨時休業中、不要不急の外出については、できる限り控えること
- (4) 勤務規律について再確認を行うこと

### 5. その他

公民館、まちづくり協議会、児童クラブ等の地域関係機関に、登校日の中止など情報を共有する。

## 臨時休業中の過ごし方

### 1 休業中の過ごし方について

- ・コロナウイルス感染症拡大防止のための休業です。人が多く集まる場所や屋内の風が通りにくい場所（密閉空間）を避けることが必要です。できるだけ不要不急（重要でもなく、急ぎでもない）の外出は控え、自宅で過ごすようにしましょう。

### 2 健康について

- ・学校があるときと同じ生活リズムで過ごしましょう。
- ・十分な睡眠と、バランスのよい食事に心がけましょう。
- ・石けんを使って、ていねいに手を洗い、うがいをしましょう。
- ・せきやくしゃみが出るときは、マスクをしたり、ティッシュやハンカチ、袖口などを使って口や鼻を押さえたりしましょう。
- ・日中は時々、窓を開けて空気を入れ換えるなど、換気に心がけましょう。

### 3 学習について

- ・前年度に使用したドリル、ワーク、問題集や学校から配付された課題に計画的に取り組みましょう。

### 4 運動について

- ・適度に身体を動かすことも大切です。縄跳びや体づくりの運動など、ひとりでも安全に行うことができる運動をしましょう。
- ※国の専門家会議では、屋外での活動や、人との接触が少ない活動をすること（例えば、散歩、ジョギングなど）は感染のリスクが低い活動とされています。

### 5 情報モラルについて

- ・SNSなどを利用したトラブルに巻き込まれないように注意しましょう。
- ・困ったことがあれば、すぐに身近な大人に相談しましょう。

### 6 自宅にいるとき（留守番等）について

- ・緊急時に保護者と連絡が取れるようにしておきましょう。
- ・自分から進んで家の手伝いをしましょう。
- ・ひとりでいるときは、来客や電話による問い合わせに十分気をつけ、氏名、住所、電話番号などを聞かれても答えないようにしましょう。

### 7 困ったときについて

- ・学校の先生は、休業中も学校にいます。不安なことや心配なことがあれば、遠慮なく学校へ連絡してください。

※小学生の保護者の方へ

お子様と一緒に内容を確認してください。

じどう せいと  
～児童・生徒のみなさんへ～

しんがた かんせんしょう たいおう がっこう きゅうぎょう ふだんいじょう がくしゅう  
新型コロナウイルス感染症への対応で学校が休業となり、普段以上に、学習  
のこゝとや友だちのこゝと、家族のこゝと、ちゅうがっこう ぶかつどう  
中学校では部活動のこゝとなど、いろいろな  
ふあん かん ひと おち におじょう がっこうせいかつ もと ひ  
不安を感じている人もいます。日常の学校生活に戻る日まで、みなさん  
がげんき すこ ころ ねが  
が元気に過ごせることを、心より願っています。

もし、しんがた りゆう へんけん えすえぬえすなど ま  
もし、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見、SNS等でトラブルにま  
きこまされたりするなどのこま かね けい しょうだんまどぐち れんらく  
き込まれたりするなどの困ったことがあれば、下記の相談窓口まで連絡してくださ  
い。

こ ころ そうだんまどぐち  
【子どもの心のケアのための相談窓口について】

がっこう そうだん  
① 学校への相談

たんじん がくねん せんせい ほけんしつ せんせい ぶかつどう こもん せんせい せんせい  
担任だけではなく、学年の先生、保健室の先生や部活動の顧問の先生など、どの先生に  
も相談ができます。

そうだん  
② スクールカウンセラーへの相談

しゅう ちゅうがっこう はいち そうだん きぼう  
すべての小・中学校にスクールカウンセラーが配置されていますので、相談の希望が  
あれば、学校に連絡してください。

た おち そうだんきかん  
③ その他の主な相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
加賀市教育委員会 学校指導課	72-7886	平日 8:45~17:15
加賀市青少年心の電話	73-0117	平日 9:00~17:00
石川県教育委員会 ・24時間子供 SOS 相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
(全国统一) ・24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24時間受付
金沢地方法務局 ・子どもの人権110番(法務省) ・みんなの人権110番	0120-007-110 0570-003-110	月~金 8:30~17:15 24時間受付
石川県警少年サポートセンター ・いじめ110番 ・ヤングテレホン	0120-61-7867 0120-497-556	24時間受付 月~金 9:00~17:45
法人等 ・金沢こころの電話 ・チャイルドラインいしかわ	076-222-7556 0120-99-7777	月~金 18:00~23:00 土 15:00~23:00 日 9:00~23:00 月~土 16:00~21:00